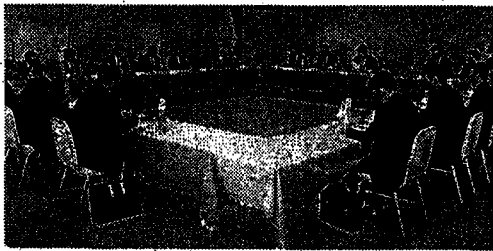


発注者支援の有力ツールへ CM活用協が発足

地方自治体へのCM（コンストラクション・マネジメント）方式の普及・啓発を目的とした「CM方式活用協議会」（座長・大森文彦東洋大法学部企業法科教授）が5日に発足した。国土交通省、学識経験者、建設関連団体、地方自治体で構成し、東京都千代田区の弘済会館で開かれた初会合に写真では、国交省の中島正弘官房建設流通政策審議官が「公共発注者を支援する有力なツ



ールとしてCM方式を活用するとともに、建設生産システム全体の透明性を上げ、元下関係を含めたパフォーマンズの向上につなげたい」とあいさ

つした。同協議会は、CM方式モデルプロジェクトの支援や、地方自治体の実態調査など国交省の取り組みを踏まえ、CM方式による事業の実施状況の調査、活用に向けた課題の検討と提言、普及・啓発を実施する。会合では、日本土木工

業協会的小林将志公共工事委員会第二研究部会長が「CMR（コンストラクション・マネジャー）の資格や公共工事標準請負契約約款を議論する必要がある」と指摘した。これに対して、日本CM協

会の岡正信理事は「日本CM協会が認定資格を創設しており、新しい資格をつくるより、既存の資格を活用した方がよい。契約約款についても、議論を進めており、年末または来年早々にも発表したい」との見解を示した。

また、大阪秀三京大大学院工学研究科准教授が「資格については慎重に議論する必要がある。建築と土木の違いを整理した上で、資格を構築しないと混乱する」、建築業協会の鶴田信夫精度委員が「CMの責任範囲を明確にしないと資格もはつきりしない」と述べた。

全国建設業協会の絹川治副会長は「発注者支援という発想でCM方式を導入するのはよいが、入札・契約制度改革の一つならば、全建の大多数は導入に反発がある。業務内容、責任の明確化を議論する必要がある」、建設産業専門団体連合会の梅田敏副会長は「建専連は各団体によって意見が分かれているが、期待の

方が大きい」とした。大森座長は「CM方式は発注方式の一つであり、建設生産システムの一つ。どう活用するかが大事であり、活用の仕方によっては毒にも薬にもなる」と述べた。国交省の吉田光市総合政策局建設課長は「建設生産システムは大きな曲がり角にきている。一律な建設生産システムではなく、合理的なシステムのの一つとして、市場をつくり上げたい。関係者の利害が異なるので、整理しながら検討を深めた」との見解を示した。